

苫前町災害廃棄物処理計画（概要版）

1 編 総則

1 章 背景及び目的（P1）

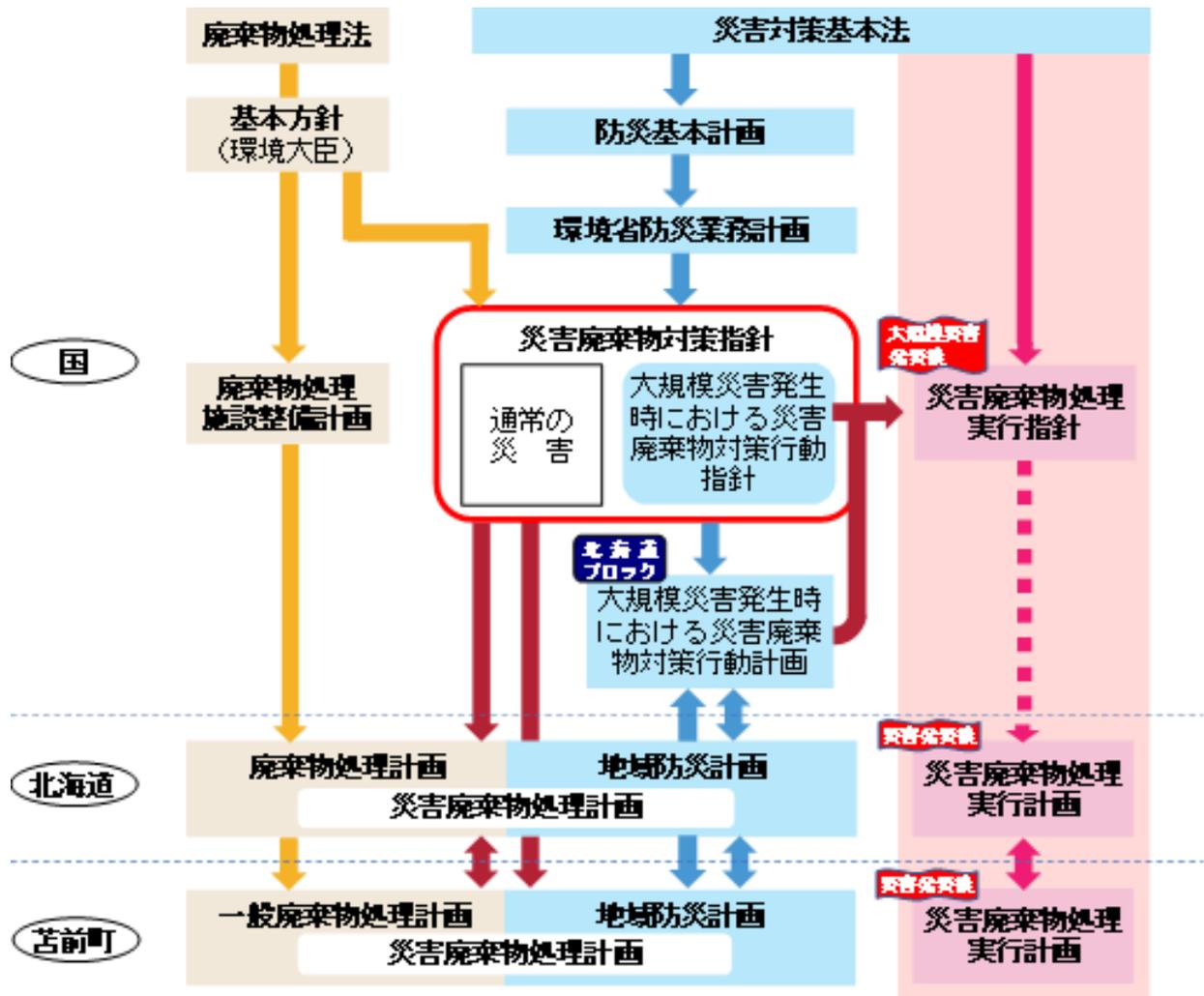
近年、全国各地で地震や大雨、台風等による大規模自然災害が頻発しており、国では平成 23 年 3 月の東日本大震災を受け、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年改訂）を示し、市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定を求めている。

苫前町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、苫前町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

2 章 本計画の位置づけ（P1）

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」に基づき、苫前町地域防災計画や既存計画等と整合を図りつつ、本町の特性を踏まえた上で、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本事項、処理方針を定めるものである。

各法令、災害関係計画等の関係は以下のとおり。



3 章 基本的事項（P2～6）

(1) 対象とする災害

本計画は地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。

(2) 対象とする災害廃棄物

①地震等の災害によって発生するごみ

可燃物、木くず、畳・布団、不燃物、コンクリートがら、金属くず、廃家電、腐敗性廃棄物、廃自動車、その他適正処理困難廃棄物

②被災者・避難者の生活に伴い発生するごみ

生活ごみ、避難所ごみ、し尿

(3) 基本方針

災害廃棄物等の処理は、以下の処理方針による。処理期間は発生から概ね3年以内の完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じ適切な処理期間を設定する。

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、北海道や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

(4) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため苫前町が処理主体となる。

被災状況に応じて、国や道、民間事業者に支援要請を行う。支援を受けても適切な処理ができない場合は、道に事務委託を行う。

2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統 (P7~8)

苫前町地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。災害廃棄物については民生対策部衛生班（住民生活課環境生活係）が対応する。

2章 情報収集・連絡 (P12~15)

- ・苫前町災害対策本部から収集した情報は、速やかに関係者等に周知するとともに状況の変化等に対応するため定期的に新しい情報を収集する。
- ・被災状況に応じた支援を要請できるよう道を通して国や支援都府県との連絡調整や報告を行う。

3章 協力・支援体制 (P16~20)

- ・自衛隊・警察・消防等との連携を図り、円滑な災害廃棄物処理体制を構築する。
- ・災害協定等に基づき、道や他市町村、民間事業者等に支援要請を行う。
- ・甚大な被害により町単独による処理が困難な場合、地方自治法に基づき、災害廃棄物処理に係る事務を道に委託、または事務の代替執行を依頼する。

4章 住民等への啓発・広報 (P21)

災害時には生活ごみ・災害ごみに関する住民の混乱が想定されることから、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、町民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、ホームページ、SNS、広報紙、チラシの配布等を活用し周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

5章 一般廃棄物処理施設等 (P22~27)

(1) 一般廃棄物処理施設の現状

苫前町は、羽幌町外2町村衛生施設組合の構成自治体として一般廃棄物処理を行っている。

(2) 仮設トイレ等し尿処理

想定する地震災害におけるし尿の発生量及び仮設トイレの必要数を以下のとおり推計する。

①し尿の発生量推計

想定する災害	避難者数	断水による仮設トイレ必要人数	し尿原単位	仮設トイレし尿発生量
北海道留萌沖地震	383人	424人	1.7L/人・日	1,372L/日

②仮設トイレの必要数

想定する災害	仮設トイレし尿発生量	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
北海道留萌沖地震	1,372L/日	3日/1回	約400L/基	11基

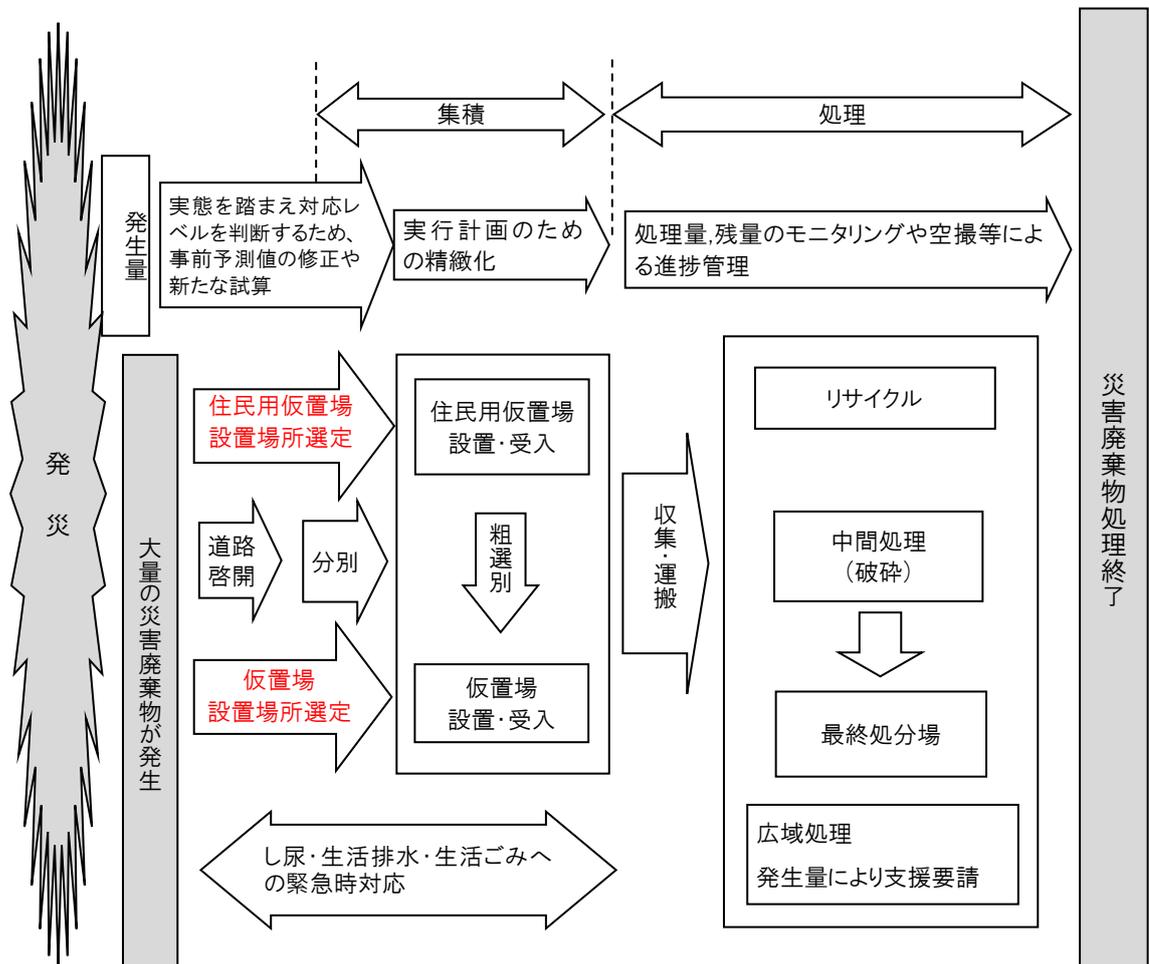
(3) 避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。

6章 廃棄物処理対策 (P28~54)

(1) 災害廃棄物処理の全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れは以下のとおり。



(2) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物の発生量を推計したところ、町全体で1,599トンの災害廃棄物が発生されると推計。

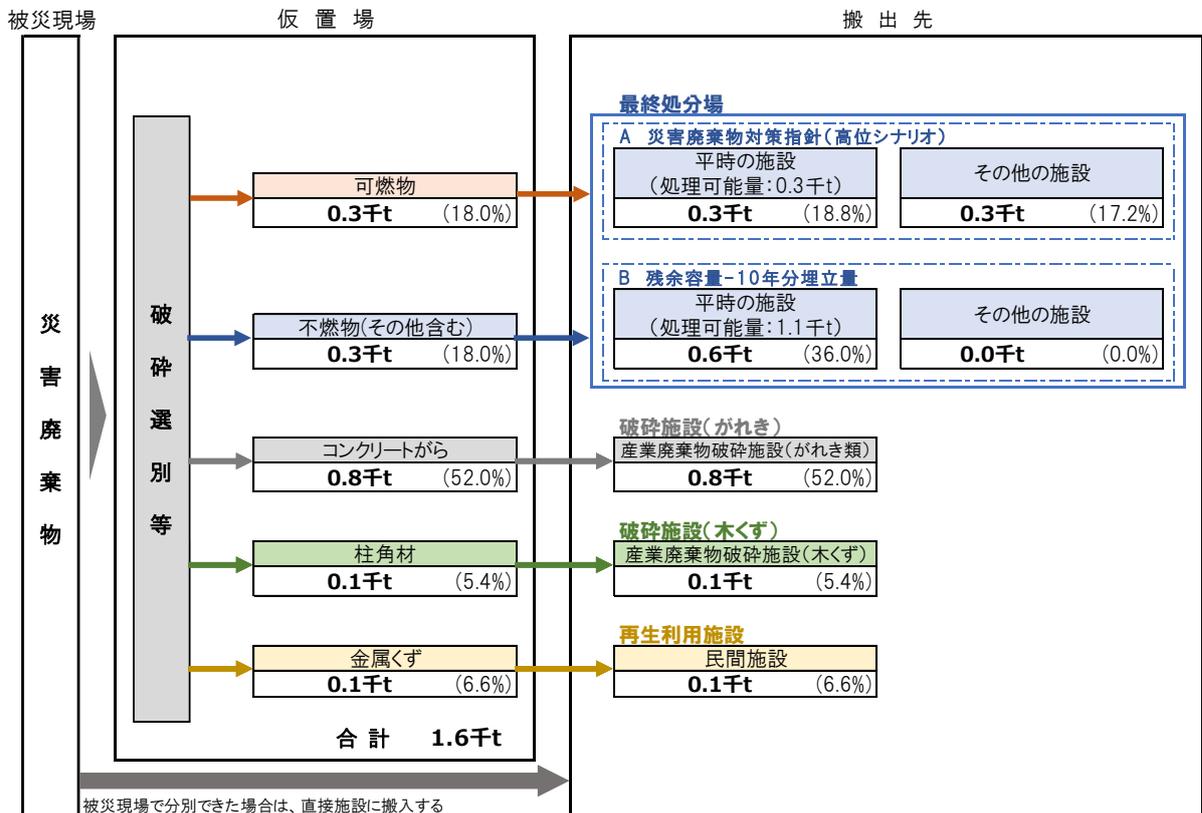
想定する 災害	災害廃棄物発生量(t)							合計
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	津波堆積 物・土砂	その他	
北海道 留萌沖地震	288	288	831	106	86			1,599

(3) 処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置						
災害廃棄物の搬入						
災害廃棄物の処理						
仮置場の撤去						

(4) 処理フロー

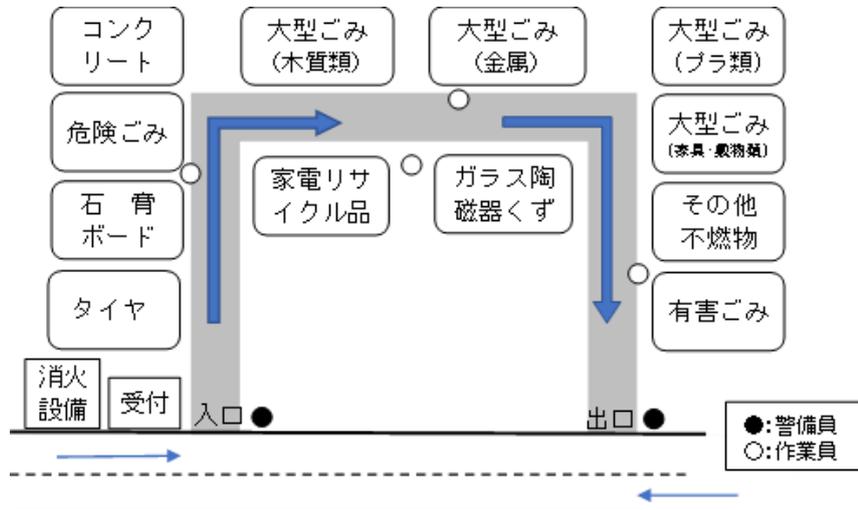
【北海道留萌沖地震】



(5) 仮置場

災害時には大量の災害廃棄物が発生するため、住民の生活環境に支障が生じないように仮置場を設置する。本町では上平共同利用模範牧場内の土捨場や旧葬祭場跡地を候補地として選定。

想定する災害	仮置量(t)	仮置場必要面積	
		(㎡)	(ha)
北海道留萌沖地震	1,066	546	0.05



【仮置場レイアウト例】

(6) 選別・処理・再資源化

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し可能な限り分別を行う。

(7) 広域的な処理・処分

平時の処理体制で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、北海道への要請等により近隣市町村等への広域調整を行うことを検討。

(8) 水害による廃棄物への対応

基本的には地震災害時の対応方針に準じるが、通常のごみに比べ水分を多く含む等の特徴を有することから、収集運搬・処理にあたっては留意する必要がある。

(9) 思い出の品等

災害廃棄物撤去等で回収される物のうち、思い出の品や貴重品等は保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

思い出の品等の取扱いルール

項目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品(財布、通帳、印鑑、貴金属)等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

7章 災害廃棄物処理実行計画の作成 (P55)

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で実行計画を作成する。発災直後は災害廃棄物量を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗状況に応じて段階的に計画の見直しを行う。

8章 処理事業費等 (P56)

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、国の補助事業の活用が必要。
発災後早期から国や道の担当窓口と緊密な情報交換を行うとともに、補助申請の際には廃棄物処理に係る管理日報、写真等が必要なことから人材確保に留意する必要がある。

9章 災害廃棄物処理計画の見直し (P57)

本計画は、国の指針や地域防災計画が改定された場合等に見直す。さらに、一般廃棄物処理計画を改定または最終処分場の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直す。

計画の見直し

